余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園
指定管理者募集要項

余　　市　　町

目　　次

ページ

１．施設の概要 …… 1
２．指定期間 …… 1
３．申請の資格 …… 2
４．申請期間・申請方法・スケジュール等 …… 2
５．指定管理者が行う業務の範囲 …… 3
６．管理運営に要する経費 …… 4
７．管理に関する基準 …… 4
８．利用料金に関する事項 …… 5
９．自主事業について …… 5
10. 指定管理者の責任分担 …… 5
11. 申請書類 …… 6
12. 指定管理者候補者の選定及び指定 …… 7
13. 協定の締結 …… 8
14. 参考資料 …… 9
15. その他 …… 9

問い合わせ先

余市町役場建設水道部建設課管理係
担当　金野・佐々木・佐藤
電　話：　０１３５－２１－２１２７（直通）
ＦＡＸ：　０１３５－２１－２１４４

余市町円山公園ふれあい交流施設
及び円山公園指定管理者募集要項

町では、余市町都市公園条例（昭和４４年余市町条例第２０号）及び余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例（平成９年余市町条例第２号。以下「条例」という。）に基づき、余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園（以下「円山公園等」という。）の指定管理者を募集します。

１　施設の概要

（１）円山公園に関すること

ア　名　　称　　円山公園
イ　所 在 地　　余市町富沢町２丁目３２番地ほか
ウ　公園面積　　８．９０ｈａ
エ　主な施設　　駐車場（富沢町２丁目３３番１ 地先）約１，２００㎡
　　駐車場（富沢町１丁目１５番 地先）約１８０㎡
　　多目的広場　約６，９００㎡
　　展望台（使用禁止中）
　　公園遊具、園路、屋外公衆トイレ、給水ポンプ場
　　※別図１平面図参照

（２）余市町円山公園ふれあい交流施設に関すること

ア　名　　称　　余市町円山公園ふれあい交流施設
イ　所 在 地　　余市町富沢町２丁目３２番地
ウ　延床面積　　１，０６７．７７㎡
エ　建物構造　　鉄骨造一部鉄筋コンクリート造２階建
オ　建築年月　　平成９年７月
カ　施設内容　　１階　事務室､ホール、ふれあい花壇、シャワー室、休憩室
　　多目的トイレ、採暖室
　　２階　回廊、ルーフ
　　地階　車庫、倉庫、機械室
キ　有料施設　　多目的ホール、ＰＲ・展示室
　　※別図２平面図参照

上記施設すべてを、一括して管理していただくことになります。

２　指定期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（１年）
※ただし、議会の議決による手続きを経る必要があります。

３　申請の資格

（１）団体であること（法人格の有無は問わない）

（２）団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、余市町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ　指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなる者

カ　国税及び地方税を滞納している者

キ　集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

（３）グループによる応募の場合

ア　複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。

イ　グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ　グループで応募する場合は、各構成団体についてそれぞれが２（２）に該当しないこと

４　申請期間・申請方法・スケジュール等

（１）申請受付期間等

ア　申請受付期間　　令和８年１１月２４日（火）～１２月２５日（金）

イ　申請書の提出は、持参又は郵送とします。

持参の場合は、平日の午前８時４５分から午後５時１５分まで

郵送の場合は、令和８年１２月２５日（金）必着とします。

ウ　提出部数　　正副各１部

（２）募集等スケジュール

ア　募集要項の配布　　令和８年１１月２４日（火）～１２月２５日（金）

イ　募集説明会の開催　　令和８年１２月９日（水）

ウ　指定管理者の候補者の選定　　令和９年２月上～中旬

エ　指定管理者の指定　　令和９年３月

（３）募集説明会の開催

施設の概要、業務内容等について説明会を次のとおり開催します。

ア　開催日時　　令和８年１２月９日（水）午前１０時から

イ　開催場所　　余市町役場３階３０１号会議室

ウ　参加人数　　各団体２名以内（グループで応募する場合は、各構成団体につき２名以内）※様式５による事前申込みが必要です。

（４）質問の受付及び回答

応募資格を有している者で募集要項等の配布資料について質問がある場合は、「余市町公の施設（余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園）指定管理者応募に係る質問書（別紙様式）」に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、ＦＡＸ、Ｅメールのいずれかにより、令和８年１２月１５日（火）までに余市町建設水道部建設課あてに提出してください。

なお、持参の場合は、平日の午前８時４５分から午後５時１５分までとします。電話での問い合わせ、口頭での質問は受付しません。

質問については、ＦＡＸ又はＥメールにより随時回答いたします。

（５）問い合わせ及び申請書類の提出先

余市町建設水道部建設課管理係（余市町役場庁舎１階）

〒０４６－８５４６　余市町朝日町２６番地

電　話：０１３５－２１－２１２７（直通）

ＦＡＸ：０１３５－２１－２１４４

e-mail：kanri@town.yoichi.hokkaido.jp

５　指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。なお、業務の詳細は、「余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すとおりとします。

なお、業務の執行については指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、町長の承認を得て専門の事業者等に委託できるものとします。

（１）円山公園等の維持管理に関する業務

ア　施設の保守管理に関すること

イ　施設の監視並びに安全確保に関すること

ウ　施設内設備等の管理

エ　施設内の遊具等の管理

オ　災害時や事故発生における被害の拡大防止及び被害状況の確認並びに、町を含む関係機関への連絡調整等に関すること

（２）有料施設の使用及び制限に関するもの

ア　有料施設の使用許可、制限、許可取り消しに関すること

イ　有料施設の使用料の徴収・還付・減免に関すること

（３）その他町が必要と認める業務

ア　利用者に対する傷害及び賠償保険への加入等に関すること

イ　町に提出する書類に関すること

ウ　町との連絡調整に関すること

エ　指定期間終了に当たっての引継ぎに関すること

6　管理運営に要する経費

管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎを含む。）は、利用料金収入（利用料金については次ページ「８ 利用料金に関する事項」参照）及び町からの指定管理料、その他の収入をもって管理運営を行うこととします。指定管理料の額や支払い方法等は協議のうえ、協定で定めるものとします。

なお、指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、委託料、保険料、消費税及び地方消費税などすべてを含むものとします。

※　参考資料　「余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園に係る使用料及び管理経費の実績額一覧」をご参照ください。

7　管理に関する基準

（１）円山公園に関すること

ア　供用期間　通年

イ　供用時間　午前０時から翌午前０時まで

ウ　休 園 日　なし

（２）余市町円山公園ふれあい交流施設に関すること

ア　開館期間　通年

イ　開館時間　午前９時から午後９時まで

ただし、午後５時から午後９時までの間において、条例第７条の規定による使用の許可をしていない日の使用時間は午前９時から午後５時までとし、同条の規定による使用の許可をした日の使用時間は午前９時から当該使用の許可をした使用時間の終了時間まで

ウ　休 館 日　１月１日から１月５日まで、１２月３１日、月曜日

ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（その日が５月４日又は５日に当たるときは、同月６日）

※町長が必要と認めるときは、変更することができます。

エ　使 用 料

区分	1時間当たりの金額
多目的ホール	660円
PR・展示室	400円

備考

1　使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含めるものとする。

2　使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

3　使用料は、次に掲げる額を合算して得た額とする。この場合において、合算して得た額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(1)　1時間当たりの金額に使用時間数を乗じて得た額

(2)　町内に住所を有する個人又は町内に主たる事務所をおく団体等以外のものが使用する場合は前号で得た額に100分の50を乗じて得た額

(3)　暖房を使用する場合は、第1号で得た額に100分の30を乗じて得た額

4　多目的ホール又はPR・展示室を分割して使用する場合の使用料は、前項各号の額を合算して得た額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、2分の1を乗じて得た額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

8　利用料金に関する事項

法第２４４条の２第８項の規定による利用料金制度を採用します。

（1）利用料金の額

利用者が支払う料金を自らの収入として円山公園等の管理に要する経費に充てるもので、「7　管理に関する基準」で示した使用料を上限額としてあらかじめ町長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって､指定管理者は管理業務の収支について､一定の責任を負うことになり､施設の利用を促進し､収入の確保を図る必要があります。ただし､利用料金の種別や額の変更は町長の承認がなければすることができません。

（2）利用料金の減免

指定管理者は､特に必要と認める場合において､あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免することができます。

9　自主事業について

指定管理者は、施設の管理業務以外に、施設の用途または目的を阻害せず、管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。

その際は「自主事業の実施計画（任意様式)」に詳細を記載してください。

また､飲食・物品販売や自動販売機等を設置する場合は､指定管理者が町に対し､許可申請と使用料等の支払いが必要となります。

１０　指定管理者の責任分担

別添仕様書の別表「リスク分担表」によるものとします。

１１　申請書類

（申請書類一覧表）

申請書類	法　人の場合	非法人の場合
（１）指定管理者指定申請書（様式１） ・グループで応募する場合、上記申請書のほかに「グループ応募構成書」（様式１－２）が必要となります。	○	○
（２）法人定款又は寄附行為の写し	○	
（３）登記事項証明書	○	
（４）代表者の身分証明書		○
（５）申立書（様式２）	○	○
（６）余市町税の滞納がない証明書 ・町内に本支店等がある団体は、役場税務課窓口で発行する「納税証明書」（本募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）を提出してください。 ・町内に本支店がない団体は、申請資格に関する「申立書」（様式２）を提出してください。	○	○
（７）消費税、地方消費税及び法人税の未納がないことの証明書 ・所轄の税務署が発行する「未納がないことの証明」（本募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）を提出してください。 ・証明が得られない場合は、「申立書」（様式２）を提出してください。	○	○
（８）役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類		○
（９）管理に係る事業計画書（様式３）	○	○
(10) 管理に係る収支計画書（様式４）	○	○
(11) 経営状況を説明する書類 ①前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録 ②現事業年度の収支決算書及び事業計画書 ③事業報告書	○	○
(12) 自主事業の実施計画（任意様式） ・自主事業の企画実施 ・飲食、販売 ・円山公園等周辺の活性化及び観光振興への取組 ・その他の事業	○	○

※グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も併せて提出してください。

１２　指定管理者候補者の選定及び指定

（１）選定方法

町が設置する「余市町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、申請資格を有する申請者の中から、評価基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。必要に応じてプレゼンテーションを実施することがあります。なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

評価の合計は委員につき２００点とし、項目ごとの配点は表の通りです。

【評価基準】

	項目	着目点	配点
1	事業計画による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること	・関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、その遵守が見込まれるか ・特定の団体等を優遇するおそれはないか ・情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか	30
2	事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること	・施設の管理業務に対する基本方針は適切か ・施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか ・自主事業計画の内容は適切か ・使用者・利用者に対するサ―ビス向上策は適切か ・使用者・利用者の要望の把握及びその実現策は適切か	60
3	事業計画の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること	・総合的に収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか ・経費節減のための方策は適切か ・人件費の設定は適切か ・その他管理経費の設定に無理はないか	50
4	当該法人等が事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること	・法人等の経営状況に問題はないか ・施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。また、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か ・同種の施設の管理実績がある等必要な管理能力を期待することができるか	60

（２）選定結果のお知らせ

選定結果については、令和９年３月中旬までに申請者全員に文書で通知します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

（３）指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

（４）指定の取消し等

指定管理者が町の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

１３　協定の締結

（１）協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項等を定めるため、町との間で協定を締結することになります。

（２）協定で定める事項

ア　指定期間に関する事項
イ　本業務の範囲と実施に関する事項
ウ　管理物件に関する事項
エ　備品等の扱いに関する事項
オ　業務実施に係る確認事項
カ　指定管理料及び利用料金に関する事項
キ　管理費用に関する事項
ク　責任分担及び損害賠償に関する事項
ケ　指定期間の満了及び指定の取消しに関する事項
コ　個人情報等の秘密保持に関する事項
サ　その他

１４　参考資料

（１）余市町自治基本条例（平成２９年余市町条例第２４号）（資料１）
（２）余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年余市町条例第２１号）（資料２）
（３）余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年余市町規則第２０号）（資料３）
（４）余市町都市公園条例（昭和４４年余市町条例第２０号）（資料４）
（５）余市町都市公園条例施行規則（昭和４４年余市町規則第７号）（資料５）
（６）余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例（平成９年余市町条例第２号）（資料６）
（７）余市町円山公園ふれあい交流施設設置条例施行規則（平成９年余市町規則第２０号）（資料７）
（８）余市町個人情報保護法施行条例（令和５年余市町条例第６号）（資料８）
（９）余市町個人情報保護法施行細則（令和５年余市町規則第１６号）（資料９）
(10) 余市町情報公開条例（平成１２年余市町条例第３１号）（資料１０）
(11) 余市町情報公開条例施行規則（平成１３年余市町規則第２８号）（資料１１）
(12) 余市町行政手続条例（平成９年余市町条例第１９号）（資料１２）
(13) 余市町行政財産使用料条例（平成２１年余市町条例第３号）（資料１３）
(14) 余市町暴力団排除条例（平成２４年余市町条例第１９号）（資料１４）

１５　その他

（１）申請の撤回又は申請書類の修正はできません（軽微な修正は除く）。
（２）申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
（３）申請者が本件の応募に関し、「余市町公の施設に係る指定管理者選定委員会」の委員その他本件選定手続きの関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
（４）町が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
（５）申請書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
（６）申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、町が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、町は申請書類の著作権を無償で使用できることとします。
（７）申請書類は、余市町情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
（８）申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
（９）申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

参考資料

余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園に係る使用料及び管理経費の実績額一覧

１．収入

（ 単位：円）

項　　目	令和５年度	令和６年度	令和７年度	摘　　要
多目的ホール PR・展示室使用料	5,940	8,840	46,780	
その他	0	0	0	
収入合計①	5,940	8,840	46,780	

２．維持管理に係る経費

（ 単位：円）

項　　目	令和５年度	令和６年度	令和７年度	摘　　要
ア．運営管理費	6,365,829	8,764,900	8,764,900	
人件費	3,859,917	5,472,611	5,472,611	
需用費	1,849,800	2,137,000	2,137,000	
役務費	32,000	108,480	108,480	
原材料	45,400	250,000	250,000	
イ．維持管理経費	2,306,700	1,732,610	1,732,610	
ウ．法定点検等委託費用	602,020	676,070	652,154	
電気保安	125,400	125,400	124,080	
消防設備	30,800	30,800	30,800	
防火対象物	0	33,000	33,000	
受水槽	92,620	76,670	49,874	
浄化槽	269,600	326,600	330,800	
自動ドア	83,600	83,600	83,600	
エ．その他経費	2,864,393	1,778,490	1,783,220	
支出合計：②＝ア+イ+ウ+エ	12,138,942	12,952,070	12,932,884	
収支：①-②	△ 12,133,002	△ 12,943,230	△ 12,886,104	

様式１

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和　　年　　月　　日

余市町長　　様

申請者　住　所
団体名
代表者氏名

公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　添付書類

□　（１）　管理を行う公の施設の事業計画書
□　（２）　前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体に限る。）
□　（３）　前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体に限る。）
□　（４）　現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体に限る。）
□　（５）　団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
□　（６）　団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
□　（７）　法人の登記事項証明書（法人の場合）
□　（８）　団体の代表者の身分証明書（非法人の場合）
□　（９）　申請資格に関する申立書（第２号様式）
□　（10）　国税及び地方税の納税証明書（募集開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第２号様式）
□　（11）　団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※　提出書類にレ点を記入すること。

様式１－２

グループ応募構成書

令和　　年　　月　　日

余市町長　　様

施設名称	余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園

・代表団体

法人・団体名
住　　所
代 表 者 名
連絡電話番号　　担当

・構成団体

法人・団体名
住　　所
代 表 者 名
連絡電話番号　　担当

・構成団体

法人・団体名
住　　所
代 表 者 名
連絡電話番号　　担当

・構成団体

法人・団体名
住　　所
代 表 者 名
連絡電話番号　　担当

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

様式２

申　　立　　書

令和　　年　　月　　日

余市町長　　様

申請者　住　所
団体名
代表者氏名

余市町が設置する余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園の指定管理者の募集に係る申請資格について、下記のとおり申し立てます。

記

□　以下の事項のいずれにも該当しない。

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

（２）　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

（３）　指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなる者

（４）　集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

□　国税及び地方税の納税義務がない。

（理由）

※該当する項目にレ点を記入すること。

様式３

管理に係る事業計画書

法人・団体名

１　施設管理に当たっての基本方針
（１）管理運営を行うに当たっての基本方針（指定期間内の年度ごとの業務計画を含む。） （２）管理運営を行うに当たっての団体の理念及び運営方針

２　施設の管理体制

（１）管理の体制

ア　管理体制についての考え方

イ　職員の配置計画

ウ　人材育成計画

エ　財政基盤について

（２）緊急時の対応

ア　事故発生時の対応

イ　災害発生時の対応

（３）管理の質や利用者サービスの向上への取組み

ア　管理の質や利用者サービスの向上についての考え方

イ　利用者対応向上についての考え方

ウ　自己評価についての考え方

３　施設の維持管理

（１）公園の管理についての考え方

（２）樹木等植物の育成管理

ア　植物の育成管理の基本方針

イ　植物の育成管理についての具体的な考え方

（３）施設内の安全対策

４　有料施設の管理運営

（１）有料施設の管理運営

ア　施設管理についての具体的な考え方

イ　利用者サービスについての考え方

（２）個人情報の保護対策

５　施設の管理運営上の取組み

（１）不法行為等への取組み

（２）町民参加、町民協働への取組み

（３）委託等、物品の調達等を行う場合の余市町内の企業等の活用の考え方

（４）自主事業計画

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付すること。（様式任意）

様式４

管理に係る収支計画書

法人・団体名

１．収入　　（単位：千円）

項目	令和 ９年度			合計	備考
利用料金収入					
自主事業収入					
その他の収入					
合　　計					

２．支出　　（単位：千円）

項目	令和 ９年度			合計	備考
合　　計					

※項目別の積算内訳書を添付してください。
※消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

様式５

余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園指定管理者募集説明会参加申込書

日　時　　令和８年１２月９日（水）午前１０時～
場　所　　余市町役場３階３０１号会議室

以下のとおり説明会に参加いたします。

〇会社名又は団体名

〇電　話　番　号

〇出 席 者 氏 名

※　１）この申込書を令和８年１２月８日（火）午後３時までに下記の担当にお送りください。
２）会場の都合のため、１法人又は１団体につき２名の参加を限度とさせていただきます。

担　当　　建設水道部建設課管理係
ＴＥＬ　０１３５－２１－２１２７
ＦＡＸ　０１３５－２１－２１４４

別紙様式

余市町公の施設（余市町円山公園ふれあい交流施設及び円山公園）
指定管理者応募に係る質問書

令和　　年　　月　　日

団　体　名
代　表　者
住　　所
Ｔ　Ｅ　Ｌ
Ｆ　Ａ　Ｘ
Ｅメール
担当者氏名

質問事項
質問の詳細